

議案第 5 号

君津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

君津市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

市長直轄組織を新たに設置するとともに、部の所掌事務の一部改正を行うため、君津市行政組織条例（昭和 45 年君津市条例第 7 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市行政組織条例の一部を改正する条例

君津市行政組織条例（昭和45年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する部のほか、市長直轄組織として政策推進室を置く。

第3条中「部の」を「部等の」に改め、同条総務部の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広報広聴に関すること。

第3条企画政策部の項第6号を削り、同条建設部の項の次に次の1項を加える。

政策推進室

(1) 特に重要な政策の推進に関すること。

(2) その他市政運営上の特別な事項に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(君津市福祉に関する事務所設置条例の一部改正)

2 君津市福祉に関する事務所設置条例（平成6年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。